

あなたも「統計調査員」になりませんか？

統計調査員とは

統計調査といえば「国勢調査」が有名ですが、そのほかにも国が実施している統計調査は「経済センサス」、「就業構造基本調査」、「住宅・土地統計調査」、「全国家計構造調査」など数多くあります。

こうした各種統計調査の調査対象（世帯・事業所など）を訪問して調査内容を説明し、調査票の配布・回収などを行う人を「統計調査員」といいます。

統計調査員は調査現場の最前線にあって、統計調査の仕事の中でも最も重要な役割を担っているといえます。



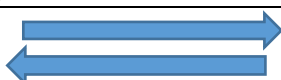
統計調査員になるには

釧路市において統計調査員になるためには、まず「釧路市統計調査員」として登録していただきます。

まずは登録。



① 調査員の登録を申請



② 登録完了！

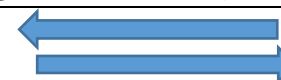


登録完了後、統計調査が実施される際に、調査の対象となる区域と調査員のお住いの地域などを考慮の上、登録した方へご連絡いたします。

大丈夫です！



③ 調査の従事希望確認



④ 調査従事可能！



〇月の××調査ですが、従事できますか？

統計調査ごとに従事可能かどうかの確認を行い、北海道に推薦します。その後、国または北海道から任命されて、調査員として調査に従事することになります。

※調査によって、活動時期や調査の対象区域、必要とする調査員の人数は異なりますので、毎回必ず調査をお願いするとは限りません。

ちなみに…釧路市では200人以上の調査員が登録していますが、国勢調査のような大規模な調査の時や、調査の対象区域によっては、調査員が不足することがあります。

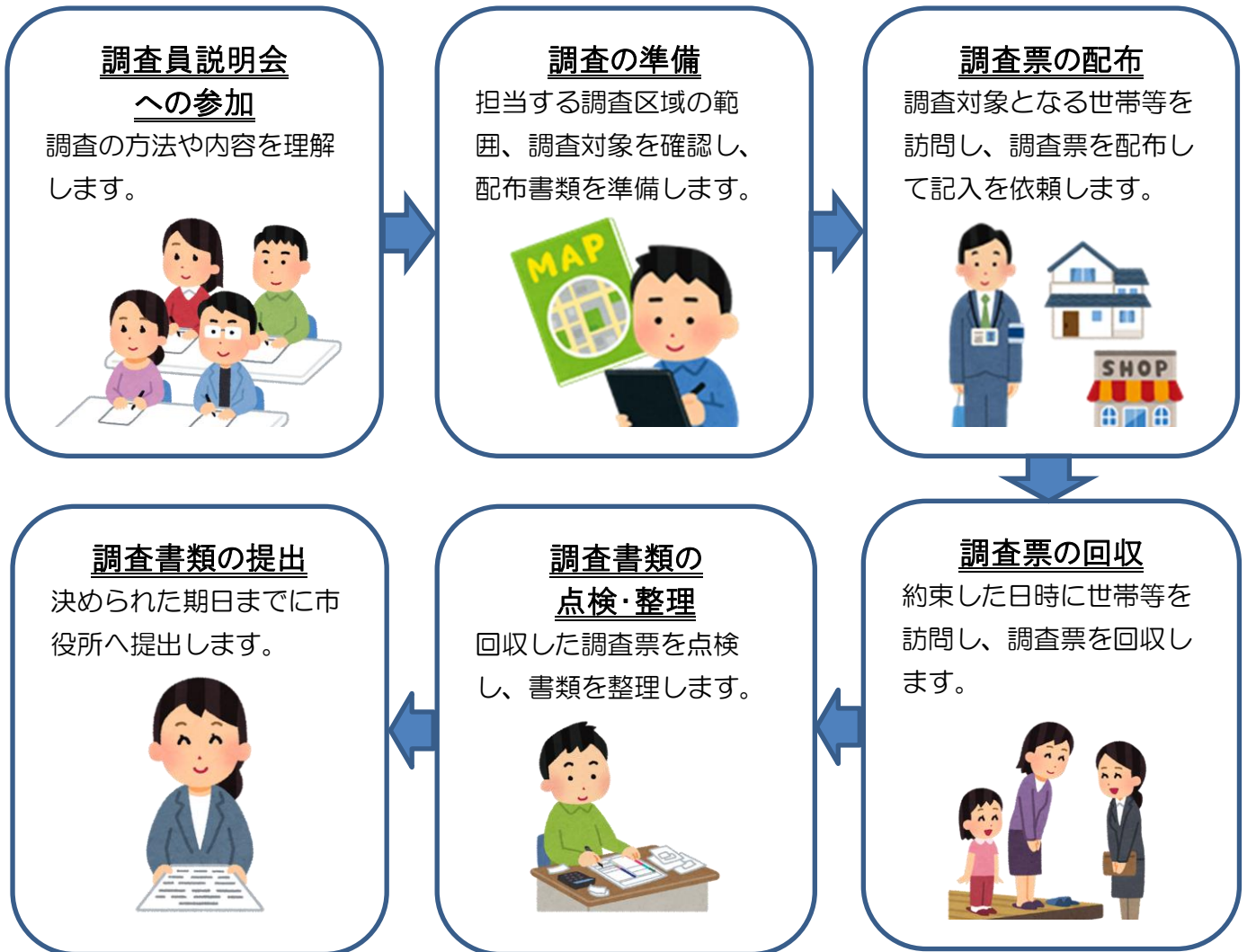
調査員が不足しているのね…
私にもできるかしら？



次ページでは調査員の仕事を
紹介しています！

統計調査員の仕事

調査の種類によって多少の違いはありますが、基本的には下図のとおりです。日本の行政の基礎となる統計調査の精度は1人ひとりの統計調査員の活躍に支えられています。



統計調査の種類

統計調査は、数年に一度ずつの周期調査が多く、調査の対象や目的も様々です。従事する調査員の人数も、「国勢調査」のような釧路市だけで約1,000人も調査員が活動するものもあれば、10数名程度の調査員によって行われる調査もあります。

すべての世帯が対象	国勢調査
すべての事業所が対象	経済センサス
無作為で抽出された世帯が対象	就業構造基本調査 住宅・土地統計調査 など
一部の産業が対象	漁業センサス 農林業センサス など



これらの調査によって作成された統計資料は、国や地方自治体が行う行政施策を企画立案する上で、欠くことのできない重要な資料の一つとして利用されています。

報酬・待遇について

●身分

調査期間中は、国または北海道から任命された非常勤の公務員（特別職）となります。

●報酬

調査の規模、調査対象の数などによって異なりますが、概ね2～5万円程度の報酬を調査完了後にお支払いします。

近年はプライバシー・防犯意識の高まりや、昼間不在世帯の増加などで、調査環境は大変厳しくなっており、調査を依頼しても理解を得られにくい場合や、思いがけず気まずい思いをすることも少なくありません。

報酬額も、調査上の苦勞に見合ったものとはならないこともあるかもしれません。また、調査は常時あるわけではないので、定期的な収入は見込めないことをご承知おきください。

●表彰

特に功績の大きな調査員には、勲章や褒章が授与されます。また、総務大臣、経済産業大臣など、調査の実施者から功績のあった方に対して表彰が行われます。

これとは別に、北海道や釧路市からの表彰や、商工会議所からの感謝状の贈呈があります。

●統計協議会への入会

登録と同時に、統計調査員で組織された「釧路市統計協議会」へ入会することになり、研修会等に参加することができるようになります。（入会金・会費等はかかりません。）

先輩調査員の声

釧路市では、200名以上の調査員が登録しています。「退職をきっかけに」「友人に誘われて」「職場の先輩の紹介で」など、登録の理由は様々ですが、20代～80代まで幅広い年代の方が活動されています。ここでは、そんな先輩調査員の声を紹介します。

- ・最初の年は事業所とのやり取りがうまく出来ず、次の年に行っても「また来たのか」と言われてしまった。それでも何年か通っているうちに、信頼関係が出来たのか、スムーズに協力してもらえるようになった。
- ・自分が行った調査も、色々な政策のもとになっていると思うので、それで少しでも生活が良くなってほしいと思う。
- ・調査を通じて、様々な出会いがあり、自分自身でも成長させてもらったと思うので、これからもがんばっていきたい。



あなたも
統計調査員として
活動してみませんか？

Q & A

Q 登録してすぐに統計調査に従事できるの？

A 登録していただいても、すぐに統計調査に従事できるわけではありません。

調査の種類によって、実施される時期や必要とする統計調査員の人数が異なりますので、調査ごとに市から登録されている方にご連絡させていただきます。

Q 統計調査の経験がないけど、大丈夫？

A 統計調査の経験がない方でも大丈夫です。

調査に従事していただく前には、調査の手順等を丁寧にご説明します。また、釧路市統計協議会や北海道が開催する研修に参加することができます。

Q 活動する場所はどこ？

A 調査に従事していただく地域は、住所地などを考慮し、登録調査員の方にご連絡させていただきます。

初めてでも、大丈夫。



調査員の登録申請方法

●どんな人が登録できるの？

下記の要件を満たす方を「釧路市統計調査員」として登録いたします。

- (1) 満20歳以上で、調査活動に熱意があり、調査を最後まで貫徹できるだけの健康・体力に自信がある方
- (2) 調査で知り得た秘密の保護に信頼のおける方
- (3) 説明会に参加できる方
- (4) 選挙関係者、警察・徴税等に直接関係のない方
- (5) 暴力団や反社会的勢力に属していない方

大切なのは、体力と熱意！



●登録の手続きは？

『釧路市統計調査員登録申請書』と『履歴書』に必要事項を記入・提出の上、簡単な面談を行います。必要な書類をお送りしますので、下記までご連絡ください。

応募は随時
受け付けています。

～お問い合わせ先～



まずは
お電話ください！

【釧路地区】 釧路市総合政策部都市経営課統計係
電話 0154-31-4205（直通）

【阿寒地区】 阿寒町行政センター地域振興課地域振興係
電話 0154-66-2122（直通）

【音別地区】 音別町行政センター地域振興課地域振興係
電話 01547-6-2231（代表）